



産業データスペースの構築に向けた第2次提言 概要



2025年5月13日

(一社)日本経済団体連合会



0. はじめに

- 経団連は2024年10月、**提言「産業データスペース※の構築に向けて」**を取りまとめ、官民が取るべきアクションを整理

（※異なる国・業種・組織の間で、信頼性のある大量かつ多種多様なデータを連携する標準化された仕組み）

- 現在、省庁や民間団体においてデータ連携・利活用の取組みは見られるものの、**横断的連携**は取れておらず、**国際連携に関する考え方や必要な機能要件等に関する統一見解は未確立**
- こうした中、内閣官房のデジタル行財政改革会議は、今夏にデータ利活用制度のあり方に関する基本方針を策定すべく、集中的に議論
- かかる現状を踏まえ、**国際的に相互運用可能な産業データスペース群の構築**を通じて、「**デジタルエコシステム**」※を実現すべく、第2次提言を取りまとめ

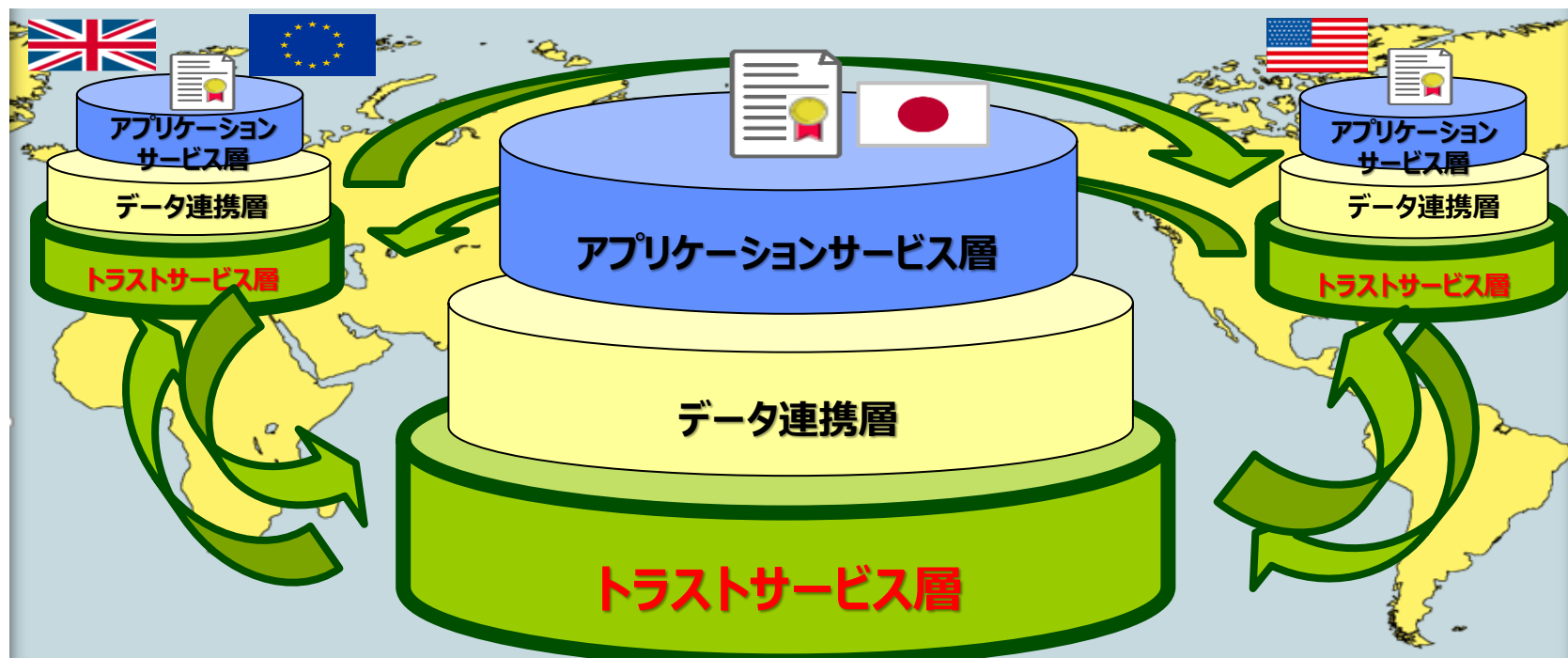
（※デジタル技術の中核として、企業や政府、消費者ほか多様なステークホルダーが互いに連携しながら、価値を創出するネットワークシステム）

1. 産業データスペース群の全体像と戦略・工程表の提示

- デジタル庁が**司令塔**となり、デジタル行財政改革会議や関係省庁と連携し、各所のデータ連携・利活用の取組みを整理し、**産業データスペース群の全体像**を提示
- この全体像を踏まえ、産業データスペースに関する**政府統一の戦略・工程表**を早急に策定
- デジタル庁と関係省庁は、この戦略と工程表に基づき、**必要な施策を迅速に実施**
- 産業界も政府と連携し、ユースケースの発掘や国際標準化等を能動的に推進し、**社会実装を加速**

2. 共通枠組みの整備

- 産業データスペースは、データ連携時の機能・サービスの観点から、**3層構造**（下図①アプリケーションサービス層、②データ連携層、③トラストサービス層）による整理が可能
- デジタル庁は、「ユースケース如何にかかわらず共通に整備すべき要件（共通枠組み）」と「ユースケースに応じた個別要件」を明確に区別した上で、**共通枠組みの整備**を推進



3. トラスト基盤の整備

- 「3層構造」の「**トラストサービス層**」について、横断的に必要となる主体の真正性・実在性を証明するための基盤整備と、各サービスの保証レベルの定義・可視化が不可欠
- デジタル庁は、産業データスペースにおける**トラストサービスの考え方を整理・体系化**し、不足するトラストサービスを補充しつつ、既存のトラストサービスが必要なトラスト機能を満たせるよう、**制度・技術・運用の各側面を改善**
- 国際的な相互運用性の確保が必要なトラストサービスについて、**政府間協議**を加速。とりわけ、トラストサービスの体系化が進展している**EUと、具体的なニーズに基づき協議**を深化

4. ユースケースの創出

- ビジネスの成長・機会創出といった能動的な観点から、**ユースケースの創出・社会実装**に取り組む必要
- 他方、産業データスペース群への中小企業を含むユーザー企業・団体の参加については、参加コストやインセンティブの欠如等、様々な課題あり
- ユースケースの成功事例を生み出すべく、まずは社会的要請・国際的ニーズの高い**環境分野**について、既存の取組みをベースに、トラスト基盤を含む**プロトタイプ(試作)化**を進める必要
- 併せて、**国際展開**に向け、EUやASEAN等の有志国・地域を巻き込むべき

5. 官民による推進体制の構築

- 産業データスペース群の構築にあたって、**官民が緊密に連携・協調する推進体制**の構築が不可欠
- 経団連はデジタル庁と連携し、「**デジタルエコシステム官民協議会**」（仮称）の設置に向け、具体的な検討を深化

デジタルエコシステム官民協議会（仮称）のイメージ

全構成員協議

・ デジタル庁・経産省等の関係省庁、経団連、業界団体、関係団体(IPA等)、企業、学識者等で構成

官民協働フォーラム

- ・ 官民のトップ（大臣、企業経営者ら）が出席
- ・ 官民で重点的に取組むべき事項を「官民行動宣言」（仮称）として国内外に発信し、次期政府計画（デジタル重点計画等）の検討につなげる。

企画運営委員会

- ・ 官民協議会の運営に係る基本的内容の審議
- ・ 官民協働フォーラムの企画や委員会・WGの設置 等

各委員会

- (例) ・ 国際標準対応
・ 情報発信企画 等

各WG

- ・ 企画運営委員会から必要な検討をタスクアウト

6. おわりに

- 産業データスペース群の構築は、待ったなしの課題
- 政府は、今夏に策定予定の「デジタル行財政改革会議取りまとめ2025」や「デジタル社会実現のための重点計画」、「骨太の方針」等に**本提言内容を反映**させるべき
- その上で、新たな法制度整備の可否を含め検討を深め、**所要措置（含、必要な予算・人員の確保等）**を講じる必要
- 併せて、政府および関係団体に対し、**官民の推進体制の構築に向けた連携・協力**を要望